

第三章 服 務

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和四十年三月十日)
条 例 第 四 号

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十一条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は、管理者の定める上級の地方公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名押印してからでなければ、その職務を行つてはならない。

(委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、管理者が定めることができる。

附 則

第四編 人事 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日から適用する。

(蒲郡衛生)

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印